

## フレッツ・ミルエネ マンション全戸加入プランに係る I P 通信網サービス利用条件書

### (利用条件の適用)

第1条 当社は、契約約款及びこの「フレッツ・ミルエネ マンション全戸加入プランに係る I P 通信網サービス利用条件書」(以下「本条件書」といいます。)に基づき、本物件におけるフレッツ・ミルエネ マンション全戸加入プラン(契約約款に定めるメニュー5に係る電力使用量表示機能(I P 通信網契約者について、その I P 通信網契約者が計測した電力の使用量を、当社がインターネット上に設置するサーバ装置に蓄積及び閲覧することを可能とする機能)と同等のものであって、フレッツ 光マンションタイプ全戸加入プランに係る I P 通信網サービス利用規約に規定するフレッツ 光マンションタイプ全戸加入プランを利用回線とするものとし、以下「本ミルエネサービス」といいます。)を集合住宅等管理者が指定した利用側契約者に対して提供します。

### (構成)

第2条 本条件書は、フレッツ 光マンションタイプ全戸加入プランに係る I P 通信網サービス利用規約(以下「本件利用規約」といいます。)の一部を構成するものです。本条件書に定める事項以外については、契約約款又は本件利用規約の規定が適用されるものとし、

- 2 本条件書に定める条件と契約約款又は本件利用規約の定めが相違又は矛盾する場合は、本条件書の定めが優先して適用されるものとし、
- 3 本条件書で使用する用語の意味は、本条件書で別段の定めがない限り、契約約款及び本件利用規約で使用する用語の意味に従います。
- 4 提供物件、契約申込の方法等、申込みの承諾、利用の一時中断、料金等の支払い義務、損害賠償、当社が指定する集合住宅等管理者との契約が解除となった場合の取扱い、当社が行う契約の解除等、利用権の譲渡の禁止、利用側契約者の氏名等の通知については、本件利用規約の定めるところによります。なお、本サービスに係る当社が指定する集合住宅等管理者との契約が解除となった場合、本サービスに係る契約を契約約款に定めるメニュー5における電力使用量表示機能に係るものに移行するものとし、

### (本規約の変更)

第3条 当社は、法令の規定に従い、本規約(別紙がある場合には別紙を含みます。)を利用側契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示

### (工事費の適用)

第4条 当社は、利用側契約者に対して、契約約款附則に定める工事に関する費用に係る規定は適用しません。

- 第5条 次の各号に掲げる場合には、当社は、利用側契約者の電力使用量表示機能の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費を、本件利用規約に基づき、当該各号に定める者に請求することとします。
- 一 利用側契約者の契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ別に適用する額がある場合 集合住宅等管理者
  - 二 前号に規定する以外の場合 利用側契約者

以上